

## 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付要項

### (趣旨)

第1条 熊本県生活困窮大学生等のための給付金（以下「給付金」という。）については、日本国政府の新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の規定による新型コロナウイルス感染症をいう。）緊急事態宣言の影響により生活に困窮する大学生等に対し、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次、5年次及び専攻科）、専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する者をいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校、中等教育学校、高等専門学校、及び専修学校（高等課程）等であり、卒業又は修了により大学等へ入学することのできる資格を有することができる学校をいう。
- (4) 生計維持者 大学生等の父母など、大学生等が大学等に在籍するにあたって必要となる費用（学費、生活費等）を負担している者をいう。

### (交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する大学生等とする。

- (1) 令和2年（2020年）4月7日（以下「基準日」という。）において熊本県内の大学等に在籍していること。
- (2) 基準日において熊本県外の大学等に在籍している者であり、次のいずれかに該当する者。
  - ア 熊本県内において高等学校等を卒業又は修了した者。
  - イ 熊本県内において学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による中学校を卒業し、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。（県外の高等学校等を卒業又は修了した者を除く。）
  - ウ 「イ」に関わらず、熊本県内に居住しながら県外の高等学校等を卒業又は修了した者。

### (交付の要件)

第4条 給付金の交付は、交付対象者の生計維持者が地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による直近の個人の都道府県民税及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（以下「個人住民税」という。）が非課税であることを要件とする。

(給付金の受給申請)

第5条 交付対象者は、給付金の交付を希望するときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別途定める申請の期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 生計維持者の課税状況等を確認できる次のいずれかの書類の写し

ア 生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書

イ 生計維持者の生活保護受給証明書

ウ 交付対象者が在籍する大学等において、交付対象者が授業料等減免対象者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条の規定による授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）であることを確認できる書類

(2) 給付金の振込先の通帳（口座名義や口座番号等が確認できる箇所）の写し

(3) 交付対象者が大学等に在籍することを確認できる書類の写し

(4) 生計維持者の世帯全員分の住民票の写し（第1号でア又はイを提出する交付対象者のみ）

(5) 高等学校等を卒業したことを確認できる書類の写し（第3条第2号に該当する交付対象者のみ）

(6) 熊本県内の中学校を卒業したことを確認できる書類の写し（第3条第2号のイに該当する交付対象者のみ）

(7) 高等学校等を卒業又は修了した時点において、熊本県内に居住していたことを確認できる書類の写し（第3条第2号のウに該当する交付対象者のみ）

(8) その他知事が必要と認める書類

2 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に記載された振込口座の口座名義人が交付対象者本人ではない場合には、熊本県生活困窮大学生等のための給付金受領委任状（別記第2号様式）を前項の書類に添付しなければならない。

(交付の決定・確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否及び金額を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付決定・確定通知書（別記第3号様式）により、給付金の交付を行わないときは熊本県生活困窮大学生等のための給付金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の金額及び交付の方法)

第7条 給付金は、令和2年度（2020年度）において交付対象者1名につき1回給付するものとし、その金額は50,000円とする。

2 知事は、給付金の交付を行うときは、第6条第1項により決定した交付金額を熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に記載された振込口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号に該当する場合には、給付金の交付を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽の申請により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他知事が必要と認めるとき。

2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付決定・確定取消通知書(別記第5号様式)により通知し、給付金の返還を求めものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)5月25日から施行する。